

第64回 定時株主総会招集ご通知

開催日時▶2021年3月26日(金曜日)午前10時

議決権行使期限▶2021年3月25日(木曜日)午後5時まで

CONTENTS

第64回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	7
決議事項	
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役9名選任の件	
第3号議案 補欠監査役2名選任の件	
第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定の件	
(提供書面)	
事業報告	26
連結計算書類	44
計算書類	46
監査報告書	48

OYO 応用地質株式会社

証券コード：9755

証券コード 9755
2021年3月10日

株 主 各 位

東京都千代田区神田美土代町7番地
応用地質株式会社
代表取締役社長 成 田 賢

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、以下のいずれかの方法にて議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬具

【郵送（書面）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月25日（木曜日）午後5時までに到着するようご返送下さい。

【インターネット等による議決権行使の場合】

6頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認いただき、2021年3月25日（木曜日）午後5時までに議案に対する賛否をご入力下さい。

記

1. 日 時 2021年3月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
K K R ホテル東京 11階 孔雀の間
(末尾の会場ご案内図をご参照下さい。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第64期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第64期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.oyo.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には添付しておりません。

- ・事業報告の業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
- ・連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
- ・計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

なお、会計監査人が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類とウェブサイトに掲載の連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書および個別注記表とで構成されております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレス <https://www.oyo.co.jp/>）に掲載させていただきます。

本株主総会における新型コロナウイルス感染防止に関する対応について

本株主総会における新型コロナウイルス感染防止に関する対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆様のご理解ならびにご協力をお願いいたします。

1. 株主の皆様へのお願い

- ・本株主総会につきましては新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。
- ・書面またはインターネット等による議決権行使につきましては、5頁から6頁をご参照下さい。
- ・当日は間隔を空けた座席配置としますので、例年よりも座席が大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただきましても、別室でお聞きいただく場合がございます。
- ・なお、当日の株主総会の一部模様は、当社ウェブサイトにて2021年4月7日（水）から2021年6月30日（水）まで配信予定です。
- ・本株主総会へのご出席を予定されている株主の皆様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理なさいませぬようお願いいたします。

2. 当社対応について

- ・会場入口および会場各所に消毒液を設置いたします。
- ・壇上の当社役員・執行役員および当社スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・本株主総会の議事は、例年よりも時間を短縮して進行する予定です。

3. ご来場される株主の皆様へのお願い

- ・ご来場の際は、マスクの着用と消毒液のご使用にご協力をお願いいたします。
- ・会場入口において、サーモグラフィによる検温を実施させていただきます。発熱が認められた株主の皆様や体調不良と見受けられる株主の皆様には運営スタッフがお声がけして別室にてご参加いただく場合がございますので、あらかじめご了承下さい。

なお、今後の状況により、本株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.oyo.co.jp/>) にてお知らせいたします。



オンデマンド配信のご案内

当日、本株主総会にご出席されない株主の皆様のために、本株主総会の一部の模様について、その映像と音声をオンデマンドにて配信いたします。なお、万一オンデマンド配信について不測の事態が発生した場合は、当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

期間 2021年4月7日（水）～ 2021年6月30日（水）

視聴希望の株主の皆様は、以下のURLにアクセス下さい。

応用地質株式会社/IR情報/株主総会

<https://www.oyo.co.jp/investor-relations/stock/annual-meeting-of-shareholders/>

または、サーチエンジンにて以下の検索を行って下さい。

応用地質 株主総会

検索

スマートフォンから以下のQRコードを読み取る方法でもアクセスできます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席いただける場合



お手数ながら同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出下さい。
(当日ご出席の場合は、郵送〔議決権行使書〕又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。)

株主総会開催日時 2021年3月26日（金曜日）午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



● 書面の郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否を○印でご表示いただき、当社株主名簿管理人に到着するようご返送下さい。

議決権行使期限 2021年3月25日（木曜日）午後5時まで

● インターネット等による議決権行使の場合

次頁をご参照のうえ、QRコードを読み取る「スマート行使」による方法、又は議決権行使ウェブサイト ▶ <https://www.tosyodai54.net>にて、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

議決権行使期限 2021年3月25日（木曜日）午後5時まで

詳細は次頁「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。>>>

お問い合わせ先について

ご不明な点は、株主名簿管理人である東京証券代行株式会社（以下）までお問い合わせ下さい。

- (1) インターネット等による議決権行使の操作方法等に関する専用お問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-88-0768 (9:00~21:00)
- (2) 上記以外の株式事務に関するお問い合わせ先
フリーダイヤル 0120-49-7009 (平日9:00~17:00)

【機関投資家の皆様へ】

上記のインターネット等による議決権行使のほかに、予めお申込された場合に限り、株式会社「CJ」が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネット等による議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.tosyodai54.net>



1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



「次へすすむ」を
クリック

2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力下さい。



「議決権行使コード」
を入力
「ログイン」を
クリック

3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。



「パスワード」を
入力
「次へ」を
クリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

スマートフォンにてQRコードを読み取る方法「スマート行使」

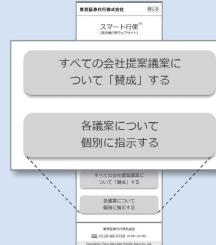
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

1 スマートフォンにて議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネット等による議決権行使についての注意事項

- ※議決権行使書面とインターネット等による方法と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効といたします。複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- ※議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して、通信料金及びプロバイダへの接続料金等は株主様のご負担となりますので、ご了承下さい。
- ※パソコンまたはスマートフォン等による議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承下さい。また、携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承下さい。
- ※パスワード（株主様に変更されたものを含みます。）は、本定時株主総会のみ有効です。次回の株主総会時は、新たに発行いたします。
- ※パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ※パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされご使用できなくなります。ロックされた場合は、画面の案内に従ってお手続き下さい。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、収益力の向上と財務基盤の強化を図りながら、連結配当性向30%～50%を目処として、安定的に配当を行うことを基本方針としております。

つきましては、当期末の1株当たりの配当を、16円00銭（中間配当16円00銭とあわせて年間32円00銭）といたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき16円00銭、配当総額は423,410,528円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年3月29日（月曜日）といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

現任取締役9名（うち社外取締役3名）は、本総会終結の時をもって全員任期満了となります。つきましては、取締役9名（うち社外取締役3名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役会出席回数
1	再任 成田 賢 <small>なり た まさる</small>	取締役社長 (代表取締役)	100% 13回/13回
2	再任 平嶋 優一 <small>ひら しま ゆう いち</small>	取締役副社長 (代表取締役)	100% 13回/13回
3	再任 重信 純 <small>しげ のぶ じゆん</small>	取締役	100% 13回/13回
4	再任 佐藤 謙司 <small>さとう けん じ</small>	取締役	100% 13回/13回
5	再任 天野 洋文 <small>あま の ひろ ふみ</small>	取締役	100% 13回/13回
6	再任 中川 渉 <small>なか がわ わたる</small>	取締役	100% 10回/10回
7	再任 社外 独立役員 太田 道彦 <small>おお た みち ひこ</small>	取締役	100% 13回/13回
8	再任 社外 独立役員 尾崎 聖治 <small>お さき しょう じ</small>	取締役	100% 13回/13回
9	新任 社外 独立役員 宮本 武史 <small>みや もと たけ し</small>	—	—

- (注) 1. 上記候補者の選任は、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の審議を参考にしています。指名・報酬諮問委員会の委員は代表取締役1名と社外取締役3名、オブザーバーとして社外監査役2名で構成されており、委員長は代表取締役社長としています。
2. 上記候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 上記候補者が所有する当社の株式数は、2021年1月31日時点の株式数です。
4. 中川 渉氏の出席回数は、2020年3月27日の取締役就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定です。

候補者
番号

1

なり た まさる
成田 賢

再任

■ 生年月日

1953年11月15日

■ 所有する当社株式の数

19,599株

■ 取締役会の出席状況

13回/13回 (100%)

候補者
番号

2

ひら しま ゆう いち
平嶋 優一

再任

■ 生年月日

1959年11月27日

■ 所有する当社株式の数

3,297株

■ 取締役会の出席状況

13回/13回 (100%)

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1979年4月 当社入社	2005年4月 当社専務執行役員
2002年3月 当社執行役員	2005年9月 新規事業企画室長
2004年3月 当社取締役	2007年3月 当社取締役副社長
2004年4月 当社常務執行役員	2009年3月 当社代表取締役社長 (現任)
2005年1月 業務統轄本部長	

■ 選任理由

成田 賢氏は、当社の事業部門および経営管理部門における豊富な経験と実績を有しており、社長就任後は、当社グループの持続的な成長に向けた構造改革と基盤づくりに取り組み、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といたしました。

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年4月 (株)富士銀行 (現 (株)みずほ銀行) 入行	2015年11月 OYO CORPORATION, PACIFIC DIRECTOR (現任)
2009年4月 (株)みずほコーポレート銀行 (現 (株)みずほ銀行) 米州審査部長	2016年3月 当社取締役
2011年4月 同行業務監査部長	2016年4月 事務本部長 (現任)
2013年8月 当社入社	2017年4月 当社専務執行役員
2014年8月 当社執行役員	2018年6月 (株)イー・オール・エス 社外取締役 (現任)
2015年4月 当社常務執行役員	2019年3月 応用リソースマネジメント(株) 取締役 (現任)
2015年4月 応用アル・エム・エス(株) 取締役 (現任)	2020年3月 当社代表取締役副社長 (現任)

■ 選任理由

平嶋優一氏は、銀行での海外部門および審査部門ならびに当社の財務部門において、豊富な経験と実績を有しており、基幹システム更新、コーポレート・ガバナンスの強化等、企業の社会的信頼向上に取り組み、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といたしました。



候補者番号 **3** しげ のぶ **重信 純** じゆん

再任

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社	2014年 4月 宏栄コンサルタント(株) 取締役(現任)
2005年 4月 当社執行役員	2014年 4月 当社常務執行役員 (現任)
2005年 4月 四国支社長	2016年 3月 当社取締役 (現任)
2010年 4月 工務本部長	2017年 3月 エヌエス環境(株) 取締役 (現任)
2014年 3月 (株)ケー・シー・エス 取締役(現任)	2020年 1月 事業部統轄本部長 (現任)

■ 選任理由

重信 純氏は、当社の事業部門および生産管理部門において、豊富な経験と実績を有しており、働き方改革を伴う生産性向上や事業部間の連携向上に取り組むなど、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といたしました。

- 生年月日
1958年 8月22日
- 所有する当社株式の数
4,069株
- 取締役会の出席状況
13回/13回 (100%)



候補者番号 **4** さ とう **佐藤 謙司** けん じ

再任

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1983年 4月 当社入社	2015年 4月 応用ジオテクニカルサービス(株) 取締役 (現任)
2007年 4月 当社執行役員	2016年 3月 当社取締役 (現任)
2007年 4月 札幌支社長	2016年11月 三洋テクノマリン(株) 社外取締役 (現任)
2010年 4月 エンジニアリング本部副本部長	2017年 6月 (株)イー・アール・エス 社外取締役
2014年 4月 東京支社長	2020年 3月 OYOインターナショナル(株) 取締役 (現任)
2015年 4月 当社常務執行役員 (現任)	
2015年 4月 サービス開発本部長 (現任)	

■ 選任理由

佐藤謙司氏は、当社の事業部門および営業部門において、豊富な経験と実績を有しており、当社の営業スタイルの変革に取り組むなど、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といたしました。

- 生年月日
1958年 8月17日
- 所有する当社株式の数
3,061株
- 取締役会の出席状況
13回/13回 (100%)



候補者
番号 **5** あまの ひろふみ
天野 洋文

再任

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1990年4月 玉野総合コンサルタント(株)入社	2017年4月 当社常務執行役員 (現任)
2003年9月 (株)ケー・シー・エス入社	2017年4月 情報技術企画室長
2005年8月 同社取締役	(現 情報企画本部長) (現任)
2005年10月 同社代表取締役	2019年3月 応用地震計測(株) 取締役 (現任)
2017年3月 当社取締役 (現任)	2020年3月 (株)ケー・シー・エス 取締役 (現任)

■ 選任理由

天野洋文氏は、当社グループ会社の事業部門および経営者として豊富な経験と実績を有しており、デジタルトランスフォーメーション (DX) 戦略を通して当社の情報分野の事業拡大に取り組むなど、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といたしました。

■ 生年月日

1966年1月4日

■ 所有する当社株式の数

1,997株

■ 取締役会の出席状況

13回/13回 (100%)



候補者
番号 **6** なか がわ わたる
中川 渉

再任

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社	2019年1月 経営企画本部長 (現任)
2011年4月 当社執行役員	2019年3月 FONG CONSULT PTE. LTD. DIRECTOR (現任)
2011年4月 関西支社長	2019年3月 FC INSPECTION PTE. LTD. DIRECTOR (現任)
2015年4月 当社常務執行役員 (現任)	2020年3月 当社取締役 (現任)
2015年4月 東京支社長	2020年6月 (株)イー・アール・エス 社外取締役 (現任)
2018年4月 メンテナンス事業部長	

■ 選任理由

中川 渉氏は、当社の事業部門および経営企画部門において、豊富な経験と実績を有しており、コロナ禍による外部環境の変化に対応した新しい働き方の推進や人事システムの見直し等の社内改革に取り組み、当社グループの企業価値の向上に尽力していることから、同氏を当社の取締役候補者といたしました。

■ 生年月日

1959年8月27日

■ 所有する当社株式の数

4,274株

■ 取締役会の出席状況

10回/10回 (100%)

候補者
番号

7

おお た みち ひこ
太田 道彦

再任 社外 独立役員



■ 生年月日

1952年12月8日

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 取締役会の出席状況

13回/13回 (100%)

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1975年4月	丸紅(株)入社	2016年6月	ゼビオホールディングス(株) 社外取締役 (現任)
2008年4月	同社常務執行役員 ライフスタイル部門長	2017年6月	セゾン自動車火災保険(株) 社外監査役 (現任)
2009年6月	同社代表取締役常務執行役員	2018年3月	当社社外取締役 (現任)
2010年4月	同社代表取締役専務執行役員	2019年6月	ユニチカ(株) 社外取締役 (現任)
2012年4月	同社代表取締役副社長執行役員	【重要な兼職の状況】	
2013年4月	同社副社長執行役員アセアン支配人 東アジア総代表、南西アジア支配人 丸紅アセアン会社社長	ゼビオホールディングス(株)	社外取締役
2014年6月	同社代表取締役副社長執行役員	セゾン自動車火災保険(株)	社外監査役
2015年4月	同社副会長	ユニチカ(株)	社外取締役

■ 選任理由

太田道彦氏は、丸紅(株)において要職を歴任され、他社の社外取締役、社外監査役としての実績を有しております。同氏の商社における国内・海外の事業に関する知見並びに経営に関する経験を踏まえた外部からの視点が、当社の経営体制の一層の充実に有用であり、コーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、同氏を当社の社外取締役候補者といたしました。なお、太田道彦氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。

(注) 社外取締役候補者である太田道彦氏に関する事項は以下のとおりです。

1. 太田道彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
2. 当社は、太田道彦氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 当社は、太田道彦氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録しており、本議案が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
4. 太田道彦氏の重要な兼職先である、ゼビオホールディングス(株)、セゾン自動車火災保険(株)、ユニチカ(株)と当社との間には、特別の利害関係はありません。



候補者
番号

8

お さ き し ょ う じ
尾 崎 聖 治

再任 社外 独立役員

■ 生年月日

1955年8月17日

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 取締役会の出席状況

13回/13回 (100%)

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1979年4月	サッポロビール(株)入社	2013年3月	ポッカサッポロフード&ビバレッジ(株) 常勤監査役
2005年3月	同社ワイン洋酒事業部長 兼 サッポロワイン(株) 取締役	2015年3月	サッポロホールディングス(株) 常勤監査役
2006年3月	兼 (株)恵比寿ワインマート 代表取締役社長	2019年3月	当社社外取締役 (現任)
2007年10月	同社中四国本部長	2020年6月	ハルナビバレッジ(株) 社外監査役 (現任)
2010年3月	同社執行役員 東海北陸本部長	【重要な兼職の状況】	
2012年3月	サッポロ飲料(株) 常勤監査役 兼サッポロビール(株) 監査役 兼サッポログループマネジメント(株) 監査役 兼サッポロインターナショナル(株) 監査役	ハルナビバレッジ(株) 社外監査役	

■ 選任理由

尾崎聖治氏は、サッポロビール(株)において要職を歴任され、サッポロホールディングス(株)のグループ各社の取締役、監査役の実績、並びに他社の社外監査役としての実績を有しております。当社が属する建設関連業とは異なる業種の経験を有する同氏の外部からの視点が、当社の経営体制の一層の充実と多様性の確保に有用であり、コーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、同氏を当社の社外取締役候補者といたしました。なお、尾崎聖治氏の当社社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

(注) 社外取締役候補者である尾崎聖治氏に関する事項は以下のとおりです。

1. 尾崎聖治氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
2. 当社は、尾崎聖治氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、本議案が承認された場合、当社は同氏と当該契約を継続する予定です。なお、当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 当社は、尾崎聖治氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録しており、本議案が承認された場合には、同氏を引き続き独立役員に登録する予定です。
4. 尾崎聖治氏の重要な兼職先である、ハルナビバレッジ(株)と当社との間には、特別の利害関係はありません。

新任 社外 独立役員

候補者
番号

9

みやもと たけし
宮本 武史



■ 生年月日

1954年5月11日

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 取締役会の出席状況

—

■ 略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1978年4月 通商産業省（現 経済産業省）入省	2003年7月 経済産業省大臣官房審議官（国際博覧会担当）
1988年4月 外務省在スペイン大使館一等書記官	2008年9月 一般社団法人日本鉄鋼連盟常務理事
1994年7月 通商産業省（現 経済産業省）関東通商産業局商工部長	2014年7月 一般財団法人企業活力研究所専務理事
1996年7月 中小企業庁指導部組織課長	2019年9月 全国商工会連合会専務理事
1998年6月 資源エネルギー庁長官官房企画調査課長	2020年7月 SMBC日興証券(株) 顧問（現任）
2000年2月 特許庁総務部秘書課長	【重要な兼職の状況】
2001年4月 愛知県産業労働部長	該当事項はありません。

■ 選任理由

宮本武史氏は、経済産業省を中心に要職を歴任され、各種団体の理事等の豊富な実績とともに、資源エネルギー分野等の知見も有しております。同氏のこれまでの行政並びに経営に関する経験を踏まえた外部からの視点が、当社の経営体制の一層の充実に有用であり、コーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、同氏を当社の社外取締役候補者といいたしました。

(注) 社外取締役候補者である宮本武史氏に関する事項は以下のとおりです。

1. 宮本武史氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、当社の社外役員の独立性基準を満たしています。
2. 当社は、本議案が承認された場合、宮本武史氏との間で当社定款第27条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく社外取締役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
3. 当社は、宮本武史氏の社外取締役の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録する予定です。

【ご参考】 当社の社外役員の独立性基準

当社は、コーポレートガバナンス基本方針 (<https://www.oyo.co.jp/>) を策定し、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性に関する考え方を、以下のように定めております。

当社は、社外役員が以下の要件を満たす場合に、当該社外役員が当社に対し十分な独立性を有していると判断する。

1. 本人が、当社または当社の連結子会社と持分法適用関連会社（以下、当社グループ）の出身者または業務執行者（注1）でないこと。また、本人の近親者等（注2）が、過去5年間において当社グループの業務執行者でないこと。
2. 本人が、現在または過去10年間において、以下に掲げる者に該当しないこと。
 - (1) 当社の大株主（注3）である者、またはその近親者等。大株主が法人である場合は、当該法人の業務執行者。
 - (2) 当社の主要な取引先（注4）の業務執行者、または当社を主要な取引先とする会社の業務執行者。
 - (3) 当社の主要な借入先（注5）の業務執行者。
 - (4) 当社の主幹事証券会社の業務執行者。
 - (5) 当社の法定監査を行う監査法人に所属する者。
 - (6) 当社と顧問契約を締結している弁護士事務所、またはコンサルティング会社に所属する者。
 - (7) 当社から役員報酬以外に多額（注6）の金銭等を得ている者。
 - (8) 当社の役員相互就任先の業務執行者。
 - (9) 当社から多額の寄付または助成を受けている団体（注7）の業務執行者。
3. 本人の近親者等が、現在、上記の（1）から（9）に該当しないこと。
4. 役員の選任時に、当社の通算社外役員在任期間が10年間を超えていないこと。

注1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、もしくは支配人その他の使用人をいう。

2 近親者等とは、配偶者、二親等内の親族をいう。

3 大株主とは、事業年度末において、議決権比率が10%を超える株主をいう。

4 主要な取引先とは、当社の取引先であって、その年間取引金額が、過去3事業年度平均の当社の連結売上高または相手方の連結売上高の2%を超える取引先をいう。

5 主要な借入先とは、当社グループが借入れを行っている金融機関であって、その総借入金残高が事業年度末において当社または当該金融機関の連結総資産の2%を超える金融機関をいう。

6 多額とは、收受している対価が、過去3年間平均で年間1千万円を超える金額をいう。

7 多額の寄付または助成を受けている団体とは、過去3年間平均で、当社から年間1千万円を超える寄付または助成を受けている団体をいう。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

2020年3月27日開催の第63回定時株主総会において補欠監査役に選任された松下達郎氏及び伊藤 尚氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされており、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。



候補者
番号

1

まつした たつろう
松下 達郎

常勤

■ 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1986年4月 日本生命保険相互会社入社	2013年3月 同社不動産業務管理グループ課長
1999年3月 同社国際融資管理グループ担当課長	2015年4月 当社入社 事務本部法務部長
2002年3月 同社財務第三部担当部長	2018年4月 当社執行役員（現任）
2005年6月 同社財務検査室担当課長	2018年4月 コンプライアンス室長（現任）
2011年3月 同社不動産部調査役	

■ 選任理由

松下達郎氏は、生命保険会社において、財務・不動産分野の職歴を有し、当社においても法務・コンプライアンス分野の経験を有していることから、財務と企業法務に関する専門知識と知見により、的確な監査が期待でき、コーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、同氏を当社の常勤監査役の補欠監査役候補者といたしました。

■ 生年月日

1963年6月19日

■ 所有する当社株式の数

903株

- (注) 1. 松下達郎氏の選任は、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の審議を参考にしています。
2. 松下達郎氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 松下達郎氏が所有する当社の株式数は、2021年1月31日時点の株式数です。
4. 補欠監査役候補者である松下達郎氏に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 松下達郎氏は、常勤監査役の補欠監査役として選任するものです。
- (2) 当社は、松下達郎氏が当社を退社し常勤監査役に就任された場合、同氏との間で当社定款第36条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
- (3) 当社は、監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、松下達郎氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中中に当該保険契約を更新する予定です。



候補者
番号

2

ほん だ ひろ かず
本多 広和

社外

■ 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

1997年4月	弁護士登録 阿部・井窪・片山法律事務所入所	2017年3月	(株)CAC Holdings 社外監査役(現任)
2004年2月	米国ニューヨーク州弁護士登録	2018年10月	ユニテッド・プレジジョン・テクノロジーズ(株) 社外取締役(監査等委員)(現任)
2004年8月	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー(現任)	[重要な兼職の状況]	
2007年6月	(株)魚力 社外監査役	阿部・井窪・片山法律事務所 パートナー	
2009年2月	(株)セディナ債権回収 取締役弁護士	一般社団法人日本国際知的財産保護協会 業務執行理事	
2015年6月	(株)魚力 社外取締役	(株)CAC Holdings 社外監査役	
2015年6月	一般社団法人日本国際知的財産保護協会 業務執行理事(現任)	ユニテッド・プレジジョン・テクノロジーズ(株) 社外取締役(監査等委員)	

■ 生年月日

1970年5月5日

■ 所有する当社株式の数

一株

■ 選任理由

本多広和氏は、長年にわたる弁護士としての経験と弁護士事務所のパートナーとしての経験、多数の企業からの相談対応、社外監査役、社外取締役の実績を有することから、専門知識と企業業務に関する豊富な知見により、的確な監査が期待でき、コーポレートガバナンスの強化に貢献いただけると判断し、同氏を社外監査役の補欠監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 本多広和氏の選任は、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の審議を参考にしています。
2. 本多広和氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 本多広和氏が所有する当社の株式数は、2021年1月31日時点の株式数です。
4. 補欠監査役候補者である本多広和氏に関する事項は以下のとおりです。
- (1) 本多広和氏の重要な兼職先である、阿部・井窪・片山法律事務所、一般社団法人日本国際知的財産保護協会、(株)CAC Holdings、ユニテッド・プレジジョン・テクノロジーズ(株)と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- (2) 本多広和氏は、社外監査役の補欠監査役として選任するものです。なお、同氏が社外監査役に就任された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員に登録する予定です。
- (3) 当社は、本多広和氏が社外監査役に就任された場合、同氏との間で当社定款第36条及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく監査役の損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
- (4) 当社は、監査役を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、本多広和氏が社外監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定です。

第4号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度の継続及び一部改定の件

1. 提案の理由及びこれを相当とする理由

当社は、2023年度に向けた中期経営計画OYO Advance 2023を策定し、2021年1月よりスタートさせております。中期経営計画 OYO Advance 2023では、2020年度までの「応用地質グループ長期経営ビジョンOYO2020」において推進してきた活動成果を事業収益に結び付けながら、ESG経営、SDGs目標の達成に貢献する新たな価値創造プロセスにチャレンジしていく方針です。

さて、当社は、取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価変動リスクを株主の皆様と共有することで、中期経営計画の達成と中長期的な当社の企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、2014年3月26日開催の第57回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、取締役に対する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入し、その後、2018年3月27日開催の第61回定時株主総会において、本制度を一部改定のうえ継続させていただくことについて、ご承認をいただきました（以下「原決議」といいます。）。

本議案は、引き続き、上記目的のために、取締役の報酬の業績連動性、株価連動性をより高めることにより、企業価値増大への貢献意欲をより一層高めることを目的として、本制度を一部改定のうえ継続させていただくことについて、ご承認をお願いするものであります。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

また、現時点において、本制度の対象となる取締役は6名です。

2. 本制度における報酬等の額及び具体的な内容

本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部改定いたしたく存じます。（原決議に際しての議案からの主な改定箇所は下線のとおりです。）

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭（その上限は下記（2）のとおりです。）を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の取締役に対して、業績達成度等に応じて当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。なお、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。その他、本制度の詳細につきましては、21頁以降の2021年2月12日付け東京証券取引所開示情報「株式給付信託（BBT）の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

(2) 当社が拠出する金銭の上限（報酬等の額）

当社は、中期経営計画「YO Advance 2023」の計画対象期間に当たる2021年12月末日で終了する事業年度から2023年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「本対象期間」といいます。また、本対象期間の経過後に開始する、取締役会が都度予め定める数の事業年度（最短2事業年度、最長5事業年度とします。）ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を継続いたします。当社は、下記（3）のとおり本制度に基づく取締役への給付を行うために合理的に必要と認められる数の株式の取得資金として、本信託に金銭を追加拠出したします。

当社が、各対象期間につき、本信託に追加拠出することができる金額の上限は、当該対象期間に係る事業年度の数に40百万円を乗じた額といたします。このため、本対象期間に関しては、120百万円が拠出額の上限となります。

当社は、対象期間中、当該対象期間における追加拠出額の累計額が上述の上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものといたします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

なお、2020年12月末日時点で信託財産内に、当社株式（2020年12月末日で終了する事業年度までの事業年度に関して取締役が付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）（約22,000株）及び金銭（約1.5百万円）が残存しておりますところ、これらの株式及び金銭につきましても、本対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

本信託は、当社が追加拠出した金銭を原資として、当社株式を、取引所市場等を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得することとし、新株発行は行いません。本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

なお、本信託において、本対象期間に関して追加取得する株式数の上限は、20,000株といたします。

(3) 取締役に給付される当社株式数の算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づきポイントが付与されます。ポイント数の算定式は、以下のとおりです。

(ポイント数の算定式)
役位別の基本ポイント数 × 業績係数

役位別の基本ポイント数は、当該事業年度における役位に基づき決定されます。業績係数は、当該事業年度及び中期経営計画OYO Advance 2023における当社の業績目標達成度に基づき、0～135%の範囲で決定されます。なお、取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、20,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

上記の算式により上記の上限の範囲内において付与されたポイントは、下記（4）の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます。ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当または株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数または換算比率について合理的な調整を行います。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役に付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとしたします。）を乗じて算出し、例外的に、本信託が終了する場合には、本信託終了時に在任している取締役に對し本信託終了時までに付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（4）取締役に対する株式給付

当社の取締役が退任した場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、確定ポイント数に相当する当社株式について、本信託から給付を受けることができるものとしたします。

また、例外的に、本信託が終了する場合には、本信託終了時に在任している取締役に對し、役員株式給付規程の定めに従い、確定ポイント数に応じた数の当社株式を、本信託終了時に本信託から給付することとなります。なお、ポイントの付与を受けた取締役であっても、株主総会において解任の決議をされた場合又は取締役としての義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

（5）配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に對して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

2021年2月12日

各 位

会 社 名 応用地質株式会社
代 表 者 代表取締役社長 成田 賢
(コード番号 9755 東証第1部)
問 合 せ 先 取締役常務執行役員
経営企画本部長 中川 渉
(TEL:03-5577-4501)

株式給付信託（BBT）の継続及び一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役に対する株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」（以下「本制度」といいます。）の継続及び一部改定に関する議案（以下「本議案」といいます。）を2021年3月26日開催の第64回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

また、当社は、当社の執行役員及び従業員並びに当社の子会社の取締役及び従業員に対する「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「J-ESOP」といいます。）も導入しておりますが、J-ESOPについても一部改定のうえ継続し、J-ESOPに基づき設定されている信託に金銭を追加拠出する予定です。J-ESOPに係る追加拠出の詳細につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

記

1. 本制度の継続について

当社は、2023年に向けた中期経営計画OYO Advance 2023を策定し、2021年1月よりスタートさせております。中期経営計画 OYO Advance 2023では、2020年度までの「応用地質グループ長期経営ビジョンOYO2020」において推進してきた活動成果を事業収益に結び付けながら、ESG経営、SDGs目標の達成に貢献する新たな価値創造プロセスにチャレンジしていく方針です。

さて、当社取締役会は、取締役（社外取締役を除きます。以下、断りがない限り、同じとします。）の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価変動リスクを株主の皆様と共有することで、中期経営計画の達成と中長期的な当社の企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として実施しております本制度について、本株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件に一部改定して継続することを決議し、本制度の継続及び一部改定に関する議案を本株主総会に付議することといたしました。

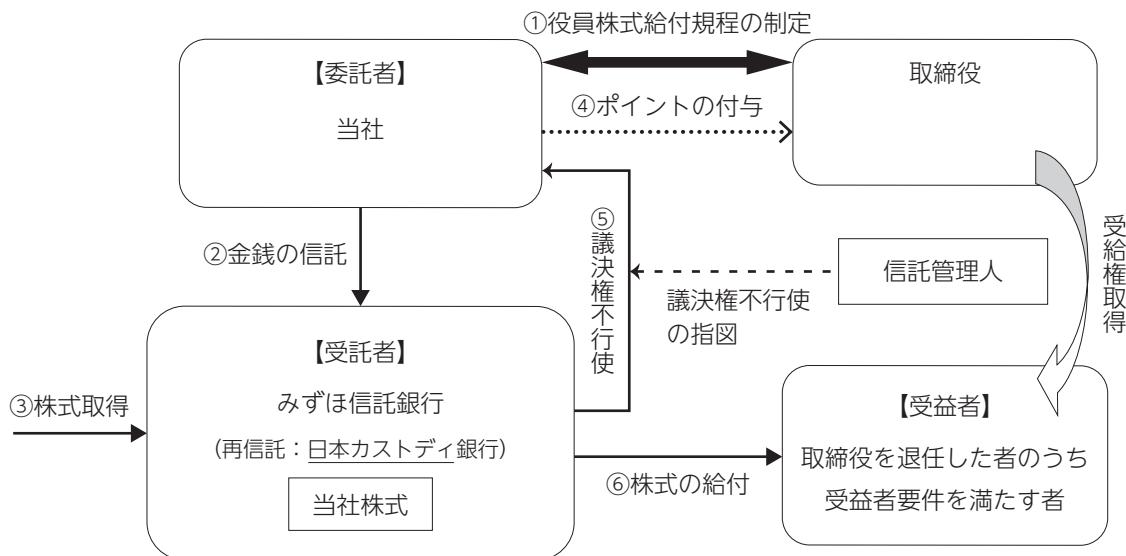
2. 本制度の概要

本制度の継続にあたり、従前の本制度の内容を一部改定いたします。(主な改訂箇所は下線のとおりです。従前の本制度の内容につきましては、2014年2月13日に発表しております「株式給付信託 (BBT) 導入に関するお知らせ」、2014年5月9日に発表しております「株式給付信託 (BBT) 導入 (詳細決定) に関するお知らせ」及び2018年2月14日に発表しております「株式給付信託 (BBT) の継続及び一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。)

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、当社の取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、業績達成度等に応じて当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。なお、当社の取締役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

<本制度の仕組み>



- ① 当社は、株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じてまたは当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役のポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、取締役を退任した者のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

（2）本制度の対象者

当社取締役（社外取締役は本制度の対象外とします。）

（3）信託期間

2014年6月2日から本信託が終了するまで（なお、本信託の信託期間について、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続いたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。）

（4）信託金額及び取得株式数

本株主総会で、本制度の継続及び一部改定をご承認いただくことを条件として、当社は、中期経営計画 OYO Advance 2023の計画対象期間に当たる2021年12月末日で終了する事業年度から2023年12月末日で終了する事業年度までの3事業年度（以下、当該3事業年度の期間を「本対象期間」といいます。また、本対象期間の経過後に開始する、取締役会が都度予め定める数の事業年度（最短2事業年度、最長5事業年度とします。）ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を継続し、下記（6）のとおり本制度に基づく取締役への給付を行うために合理的に必要と認められる数の株式の取得資金として、本信託に金銭を追加拠出いたします。

当社が、各対象期間につき、本信託に追加拠出することができる金額の上限は、当該対象期間に係る事業年度の数に40百万円を乗じた額といたします。このため、本対象期間に関しては、120百万円が拠出額の上限となります。

当社は、対象期間中、当該対象期間における追加拠出額の累計額が上述の上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものといたします。当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

なお、2020年12月末日時点で信託財産内に、当社株式（2020年12月末日で終了する事業年度までの事業年度に関して取締役に付与されたポイント数に相当する当社株式で、取締役に対する給付が未了であるものを除きます。）（約22,000株）及び金銭（約1.5百万円）が残存しておりますところ、これらの株式及び金銭につきましても、本対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。

本信託において、本対象期間に関して追加取得する株式数の上限は、20,000株といたします。

(5) 当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（4）の資金の範囲内で、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(6) 取締役に給付される当社株式数の算定方法

取締役には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づきポイントが付与されます。ポイント数の算定方法は、以下のとおりです。

(ポイント数の算定式)

役位別の基本ポイント数 × 業績係数

役位別の基本ポイント数は、当該事業年度における役位に基づき決定されます。業績係数は、当該事業年度及び中期経営計画OYO Advance 2023における当社の業績目標達成度に基づき、0～135%の範囲で決定されます。なお、取締役が付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、20,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

上記の算式により上記の上限の範囲内において付与されたポイントは、下記（7）の株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整をいたします。）。

給付する株式の数の算定に当たり基準となる取締役のポイント数は、原則として、退任時まで当該取締役に付与されたポイントを合計した数に、退任事由別に設定された所定の係数（1を超えないものとしたします。）を乗じて算定し、例外的に、本信託が終了する場合にあっては、下記（10）に記載の本信託終了時に在任している取締役に對し本信託終了時まで付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(7) 取締役に對する株式給付

当社の取締役が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（6）に記載の方法に従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

また、例外的に、本信託が終了する場合にあっては、下記（10）に記載の本信託終了時に在任している取締役に對し、役員株式給付規程の定めに従い、上記（6）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式を、本信託終了時に本信託から給付することとなります。なお、ポイントの付与を受けた取締役に對しても、株主総会において解任の決議をされた場合又は取締役に對する義務の違反があったことに起因して退任した場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(8) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(9) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程の定めに従って、その時点で在任する取締役に対して、各々が保有するポイントの数に応じて、按分して給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了いたします。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式（上記（7）の記載に従って取締役給付される株式を除く。）については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（9）により取締役に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されることとなります。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（BBT）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④ 受益者：取締役を退任した者のうち役員株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：当社と利害関係のない第三者
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：2014年6月2日
- ⑧ 当初金銭を信託した日：2014年6月2日
- ⑨ 追加信託の時期：2021年5月（予定）
- ⑩ 信託の期間：2014年6月2日から信託が終了するまで（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。）

以上

以上

(提供書面)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本および世界経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国内での緊急事態宣言や海外でのロックダウン等の実施により経済活動が制限されたことから大きく悪化しました。その後、緊急事態宣言やロックダウンの解除等により経済活動が徐々に再開し、緩やかに持ち直す動きも一時的に見られました。しかしながら、同感染症の再拡大や長期化に伴い、日本経済、世界経済ともに先行き不透明な状況が続いています。

当社グループを取り巻く市場環境は、国内においては、緊急事態宣言により発生していた移動制限や業務中断といった事象も同宣言の解除に伴い解消し、社会インフラの更新需要や国土強靱化予算・補正予算を背景とした防災・減災需要への対応を中心に各業務が順次回復してきました。一方、海外においては、原油・資源価格の低迷による影響を大きく受けるとともに、欧米諸国でのロックダウンの再発動等もあり、依然として予断を許さない状況が続いています。

このような状況の下、当社グループは中期経営計画Jump18に基づき、災害廃棄物処理関連サービスや洋上風力発電支援サービス等の新しい業務分野の開拓・育成を継続するとともに、地盤三次元化技術を活用した地下埋設物情報提供サービスや新しいハザードマッピングセンサ等の開発を行うなど、デジタルトランスフォーメーション（DX）推進にも注力してきました。

こうした取組みの結果、当社グループの当連結会計年度の業績は、受注高は522億6千5百万円（前期比98.7%。なお、前期の受注高に前期よりグループ連結に加わったシンガポール企業の前々期末の受注残高を含めた場合には、同92.6%）となりました。売上高は496億8百万円（同92.1%）、営業利益は、25億2千2百万円（同97.7%）となりました。これにより、経常利益は31億4千7百万円（同102.9%）と前期比増加しましたが、海外グループ子会社に係る減損処理を実施したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は17億8千1百万円（同81.8%）と減益となりました。

事業セグメント別の概況は以下に記載のとおりです。

企業集団の事業セグメント別売上高

(単位：百万円)

事業の種類	2019年度 (第63期)		2020年度 (第64期) (当期)		増減額	前期比(%)
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)		
インフラ・メンテナンス事業	20,833	38.6	18,734	37.8	△2,099	89.9
防災・減災事業	13,804	25.6	13,225	26.7	△579	95.8
環境事業	8,974	16.7	9,347	18.8	372	104.1
資源・エネルギー事業	10,270	19.1	8,301	16.7	△1,968	80.8
合計	53,883	100.0	49,608	100.0	△4,275	92.1

(事業セグメントの変更に関する事項)

当社は、当連結会計年度より、メンテナンス事業部、砂防・防災事業部、流域・水資源事業部について、その事業領域を見直し、メンテナンス事業部、流域・砂防事業部、社会インフラ事業部とする組織の再編を実施いたしました。再編後のメンテナンス事業部は、いわゆるインフラの維持管理業務を主体とします。一方、社会インフラ事業部は新規のインフラ事業を主体とします。流域・砂防事業部は、激化する自然災害の防災・減災事業を主体とします。

この組織の再編に伴い、従来「インフラ・メンテナンス事業」に含まれていた、流域・水資源事業関連業務について、「防災・減災事業」に変更いたしております。また、当連結会計年度より、各セグメントの業績をより適切に評価するため、販売費及び一般管理費の配賦方法を変更しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、事業セグメントの新区分及び見直し後の配賦方法により作成したものを記載しております。

a. インフラ・メンテナンス事業

国土強靱化計画の推進等を背景に、国内公共部門における需要が堅調に推移するとともに、海外子会社による鉄道関連施工管理等の大型案件受注が見られました。こうした中、受注高は202億7千7百万円（前期比105.3%。なお、前期の受注高に前期よりグループ連結に加わったシンガポール企業の前々期末の受注残高を含めた場合には、同89.1%）となりました。売上高は187億3千4百万円（同89.9%）と減収となりましたが、営業利益は10億7百万円（同115.7%）と増益となりました。

b. 防災・減災事業

引き続き、豪雨等の自然災害に伴う防災・減災関連事業が底堅く推移したものの、前期の大口案件の反動等もあり、受注高は139億2千9百万円（前期比97.3%）となりました。売上高は132億2千5百万円（同95.8%）、営業利益は8億6千万円（同95.6%）と減収・減益となりました。

c. 環境事業

緊急事態宣言解除に伴う経済活動再開以降は、風力発電事業に伴う環境アセスメント業務、アスベスト対策サービス、福島環境再生支援事業などが順調に推移したこともあり、受注高は96億7百万円（前期比104.6%）となりました。売上高は、93億4千7百万円（同104.1%）、営業利益は9億6千2百万円（同136.6%）と増収・増益となりました。

d. 資源・エネルギー事業

国内においては、洋上風力発電関連業務の需要が引き続き堅調に推移しました。一方で、原油等の資源価格低迷を背景に海外グループ子会社の業績が大きく落ち込みました。この結果、受注高は84億5千万円（前期比82.9%）となりました。売上高は83億1百万円（同80.8%）と減収、3億3千5百万円の営業損失となりました（前期は1億9百万円の営業利益）。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は8億9千3百万円でありま
す。その主な内容は、調査・分析機器及び建物等の取得費及びソフトウェア構築費であり
ます。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において特記すべき資金調達はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 当連結会計年度及び直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	2017年度 (第61期)	2018年度 (第62期)	2019年度 (第63期)	2020年度 (第64期) (当期)
売上高	45,957	45,232	53,883	49,608
経常利益	1,220	1,913	3,058	3,147
親会社株主に帰属する当期純利益	747	804	2,176	1,781
1株当たり当期純利益	27円62銭	30円73銭	83円35銭	68円20銭
純資産	68,830	66,013	68,157	67,822
総資産	84,731	80,418	83,559	84,045
1株当たり純資産額	2,531円39銭	2,522円95銭	2,595円07銭	2,585円94銭

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)を第63期の期首から適用しており、第62期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

親会社はありません。

② 重要な子会社の状況（2020年12月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
エヌエス環境株式会社	百万円 396	100.0%	環境調査、環境分析・計測、環境アセスメント、アスベスト調査・分析・対策工事
株式会社ケー・シー・エス	百万円 220	90.0%	地域公共交通、道路都市、観光計画、防災減災計画、情報サービス
応用リソースマネジメント株式会社	百万円 175	100.0%	事務機器等の販売・リース、不動産管理
OYO CORPORATION U.S.A.	千米ドル 57,480	100.0%	北米・欧州事業の統轄
KINEMATRICS, INC.	千米ドル 1	(注) 100.0%	地震計・強震計・地震観測システムの開発、製造、販売
GEOMETRICS, INC.	千米ドル 817	(注) 100.0%	地震探査・磁気探査及び電磁波探査装置の開発、製造、販売
GEOPHYSICAL SURVEY SYSTEMS, INC.	千米ドル 1	(注) 100.0%	地下レーダー装置の開発、製造、販売
ROBERTSON GEOLOGGING LTD.	千英ポンド 1,097	(注) 99.2%	孔内検層システムの開発、製造、販売、検層サービス
FONG CONSULT PTE. LTD.	千シンガポールドル 1,500	51.0%	コンサルタント事業（設計・設計審査・施工監理）

(注) 特定子会社OYO CORPORATION U.S.A.を通して間接所有しております。

③ 重要な関連会社の状況（2020年12月31日現在）

会社名	資本金	当社の議決権比率	主な事業内容
株式会社イー・アール・エス	百万円 200	50.0%	自然災害リスク評価、建物評価、土壌環境評価、エネルギー関連事業

④ 特定完全子会社の状況（2020年12月31日現在）

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 中期経営計画OYO Advance 2023（2021年～2023年）の策定について

新中期経営計画OYO Advance 2023（以下 OYO Advance 2023）は、2020年まで推進してきた長期経営ビジョンOYO 2020（以下 OYO 2020）（※）、並びに中期経営計画OYO Jump18（以下 OYO Jump18）における活動成果を確固とした事業収益へと結びつけるとともに、次の長期経営ビジョンへ繋げるための新しい中期経営計画です。当社グループはこの中期経営計画を通して、ESG経営、SDGs目標の達成に貢献する新たな価値創造プロセスにチャレンジします。

※長期経営ビジョンOYO 2020において、Hop10（2010年～2013年）、Step14（2014年～2017年）、Jump18（2018年～2020年）の3つの中期経営計画を策定・遂行しました。

② OYO 2020、OYO Jump18の振り返り

当社グループは、OYO 2020及びOYO Jump18を通して、公共事業に依存した従来型の事業スタイルや地域中心の支社制から、民間市場もターゲットとした市場起点の「売り物」を中心とする事業部制への転換という事業構造改革と、経営システム改革を進めてきました。また、デジタル技術で従来のやり方を根本から変革する動きが加速する時代において、地盤情報の三次元化技術の深化を進めるとともにDX推進にも注力しました。

その結果、災害廃棄物処理支援サービスや洋上風力発電支援サービス等、新しい市場の創出・拡大を行うとともに、同分野におけるリーディングカンパニーとして市場を牽引し、三次元化技術を活用した地下埋設物情報提供サービスや多数のセンサを活用したスマート防災システム等、今後の成長が期待される新技術を育成しました。

③ OYO Advance 2023の位置づけ

OYO Advance 2023では、OYO Jump18において創出・成長してきた新しい市場や新技術の萌芽を当社グループの次の収益事業として確実に成長させるとともに、ESG経営、SDGs目標の達成に貢献する新たな価値創造プロセスにチャレンジします。

④ OYO Advance 2023の概要

OYO Advance 2023では、OYO 2020及びOYO Jump18での活動成果を引き継ぎながら、収益事業として成長させるために次のような内容に沿って進めます。

a. 基本方針

サステナブル経営（ESG経営とSDGs目標の達成）を基本方針に、本業（4つの事業セグ

メント)を通じ、「社会価値」「環境価値」「顧客価値」の3つの価値の最大化を目指します。

b. 成長ドライバー

DXを核としたイノベーション戦略に対する積極的な投資を行うことでグループ全体の成長を推進します。

c. 経営基盤

世界における脱炭素化の大きな潮流が加速する中、DXを主軸とするイノベーションの推進、並びに次の3つの構造改革を推進することで、当社グループの今後の成長基盤を構築します。

「事業ポートフォリオ改革」

- ・ 4事業セグメントの改革
- ・ 国内外グループ会社の改革

「事業サービス改革」

- ・ 技術融合による改革
- ・ 協創による改革

「働き方・ガバナンス改革」

- ・ DX活用による多様な働き方の実現
- ・ 中長期的な企業価値向上のためのコーポレートガバナンス改革

(5) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

事業区分	主な事業内容
インフラ・メンテナンス事業	主に社会インフラの整備・維持管理を支援するソリューションサービス/システムの提供
防災・減災事業	主に自然災害(地震・津波災害、火山災害、豪雨災害、土砂災害等)に対する社会の強靱化を支援するソリューションサービス/システムの提供
環境事業	地球環境の保全及び負荷軽減対策などを支援するソリューションサービス/システムの提供
資源・エネルギー事業	資源・エネルギーの開発・保全・有効活用を支援するソリューションサービス/システムの提供

(6) 主要な営業所 (2020年12月31日現在)

① 当社

本社	東京都千代田区
情報システム事業部	東京都千代田区
メンテナンス事業部	さいたま市
流域・砂防事業部	さいたま市
社会インフラ事業部	さいたま市
エネルギー事業部	さいたま市
計測システム事業部	つくば市
地球環境事業部	つくば市
地震防災事業部	さいたま市
試験センター	さいたま市
事務所	札幌市、仙台市、新潟市、さいたま市、名古屋市、大阪市、松山市、福岡市
営業所	横浜市ほか33カ所

② 子会社

国内	エヌエス環境株式会社 (本社 東京都港区) ほか
海外	OYO CORPORATION U.S.A. (米国カリフォルニア州)、 KINEMATRICS, INC. (米国カリフォルニア州) ほか

(7) 使用人の状況（2020年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前期末比増減
インフラ・メンテナンス事業	824名	75名減
防災・減災事業	410名	78名増
環境事業	640名	14名増
資源・エネルギー事業	268名	15名減
全社（共通）	101名	6名増
合計	2,243名	8名増

（注）使用人数は就業人員です。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,141名	15名増	45.0歳	15.2年

（注）使用人数は就業人員です。

(8) 主要な借入先の状況（2020年12月31日現在）

特記すべき事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 120,000,000株
- ② 発行済株式の総数 27,582,573株
 (注) 2021年2月12日開催の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき、2021年2月26日付で自己株式918,200株の消却を実施し、消却後の発行済株式の総数は26,664,373株となっております。
- ③ 株主数 8,476名
- ④ 大株主

株主名(注1)	持株数	持株比率(注2)
公益財団法人 深田地質研究所	3,448,500株	13.0%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,629,200株	6.1%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,094,700株	4.1%
応用地質従業員持株会	849,713株	3.2%
深田馨子	825,788株	3.1%
須賀るり子	806,477株	3.0%
PERSHING-DIV.OF DLJ SECS.CORP.	529,375株	2.0%
日本生命保険相互会社	474,936株	1.7%
株式会社みずほ銀行	430,000株	1.6%
陶山たま	402,567株	1.5%

- (注) 1. 当社は自己株式を1,119,415株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。自己株式には、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が保有する345,086株は含まれていません。
 2. 持株比率は自己株式 (1,119,415株) を控除して計算しています。

- ⑤ その他株式に関する重要な事項
 自己株式の取得、処分等及び保有の状況
 a. 取得した株式
 普通株式 256株
 取得価額の総額 343,934円

(注) 2021年2月12日開催の取締役会決議により、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2021年2月15日付で自己株式918,200株の取得を実施しております。

b. 処分した株式

該当事項はありません。

(注) 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）から払い出された株式は4,396株です。

c. 消却手続きした株式

該当事項はありません。

d. 当連結会計年度末において保有する株式

普通株式 1,119,415株

(注) 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する345,086株は含まれていません。

2021年2月12日開催の取締役会決議により、会社法第178条の規定に基づき、2021年2月26日付で自己株式918,200株の消却を実施しております。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2020年12月31日現在）
該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権に関する重要事項
該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年12月31日現在）

地 位	氏 名	当社における担当及び重要な兼職の状況	
取締役社長 (代表取締役)	成 田 賢 <small>なり た まさる</small>	社長執行役員	
取締役副社長 (代表取締役)	平 嶋 優 一 <small>ひらしま ゆういち</small>	副社長執行役員	事務本部長
取 締 役	重 信 純 <small>しげのぶ じゆん</small>	常務執行役員	事業部統轄本部長
取 締 役	佐 藤 謙 司 <small>さとう けんじ</small>	常務執行役員	サービス開発本部長
取 締 役	天 野 洋 文 <small>あまの ひろふみ</small>	常務執行役員	情報企画本部長
取 締 役	中 川 渉 <small>なかがわ わたる</small>	常務執行役員	経営企画本部長
取 締 役	中 村 薫 <small>なかむら かおる</small>		
取 締 役	太 田 道 彦 <small>おおた みちひこ</small>	ゼビオホールディングス(株) セゾン自動車火災保険(株) ユニチカ(株)	社外取締役 社外監査役 社外取締役
取 締 役	尾 崎 聖 治 <small>おさき しょうじ</small>	ハルナビバレッジ(株)	社外監査役
常 勤 監 査 役	香 川 眞 一 <small>かがわ しんいち</small>		
監 査 役	内 藤 潤 <small>ないとう じゆん</small>	長島・大野・常松法律事務所 (株)ヤマタネ	弁護士 社外監査役
監 査 役	酒 井 忠 司 <small>さかい ただし</small>	TANAKAホールディングス(株)	社外監査役

- (注) 1. 2020年3月27日開催の第63回定時株主総会において、中川 渉氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 取締役中村 薫氏、太田道彦氏及び尾崎聖治氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。
3. 監査役内藤 潤氏及び酒井忠司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役です。
4. 当社は、中村 薫氏、太田道彦氏、尾崎聖治氏、内藤 潤氏及び酒井忠司氏を、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に登録しています。
5. 常勤監査役香川眞一氏は、当社及び国内子会社の経理・管理部門の業務を長く経験しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。

- ② 当連結会計年度中の取締役及び監査役の辞任・解任の状況
該当事項はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要（2020年12月31日現在）

当社は、2016年3月25日開催の第59回定時株主総会で定款を変更し、会社法第427条第1項に定める取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）と監査役の責任限定契約に関する規定を設けており、社外取締役及び監査役全員との間で責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

④ 当連結会計年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	9 名 (3)	204百万円 (29)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 名 (2)	27百万円 (11)
合 計 (うち社外役員)	12 名 (5)	232百万円 (40)

- (注) 1. 取締役の報酬総額は、2007年3月28日開催の第50回定時株主総会決議において年額240百万円以内（使用人分給与を含む。）と決議いただいています。
 2. 取締役には、使用人兼務給与支給対象者はおりません。
 3. 監査役の報酬総額は、2014年3月26日開催の第57回定時株主総会決議において年額45百万円以内と決議いただいています。

⑤ 社外役員に関する事項

a. 他の法人等の業務執行者としての兼職状況及び当社と当該法人等との関係

該当事項はありません。

b. 他の法人等の社外役員としての兼職状況及び当社と当該法人等との関係

- ・取締役中村 薫氏は、ユー・エム・シー・エレクトロニクス㈱の社外取締役（監査等委員）でありましたが、2020年8月7日をもって退任しております。当社は、ユー・エム・シー・エレクトロニクス㈱とは特別の利害関係はありませんでした。
- ・取締役太田道彦氏は、ゼビオホールディングス㈱の社外取締役、セゾン自動車火災保険㈱の社外監査役、ユニチカ㈱の社外取締役であります。当社は、ゼビオホールディングス㈱、セゾン自動車火災保険㈱、ユニチカ㈱とは特別の利害関係はありません。
- ・取締役尾崎聖治氏は、ハルナビバレッジ㈱の社外監査役に2020年6月17日付けで就任しました。当社は、ハルナビバレッジ㈱とは特別の利害関係はありません。

- ・ 監査役内藤 潤氏は、(株)ヤマタネの社外監査役であります。当社は、(株)ヤマタネとは特別の利害関係はありません。
 - ・ 監査役酒井忠司氏は、TANAKAホールディングス(株)の社外監査役であります。当社は、TANAKAホールディングス(株)とは特別の利害関係はありません。
- c. 主な活動状況
- ・ 当事業年度に開催された当社の取締役会は13回であります。
 - ・ 取締役中村 薫氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、これまでの行政と会社経営の経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べています。
 - ・ 取締役太田道彦氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、これまでの幅広い分野の会社経営の経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べています。
 - ・ 取締役尾崎聖治氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、これまでの幅広い分野の会社経営の経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べています。
 - ・ 中村 薫氏、太田道彦氏及び尾崎聖治氏は、経営トップ、監査役及び会計監査人との定期的な意見交換を実施しています。
 - ・ 監査役内藤 潤氏は、取締役会13回のうち13回に出席しており、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、他社の社外役員の経験と弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べています。
 - ・ 監査役酒井忠司氏は、取締役会13回のうち12回に出席しており、疑問点等を明らかにするために適宜質問し、他社の社外役員の経験から、取締役会の意思決定及び監督機能の妥当性・適正性を確保するための意見を述べています。
 - ・ 当事業年度に開催された監査役会15回について、監査役内藤 潤氏は15回出席しており、監査役酒井忠司氏は15回出席しております。両氏は監査役会では監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っています。また、経営トップ、会計監査人との定期的な意見交換、社外取締役との定期的な意見交換を実施するとともに、適宜、取締役、執行役員等から報告を受け、意見を述べています。
- d. 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員との親族関係について該当事項はありません。

- e. 親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。
- f. 社外役員の意見
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称
EY新日本有限責任監査法人
- ② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	66百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	87百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、過年度の計画・実績の状況と監査報酬の推移等に基づき、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、OYO CORPORATION U.S.A.は、HOTTA LIESENBERG SAITO LLPの監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、会計基準の適用支援に関する業務等を委託しております。また、一部の子会社において、財務諸表作成のための指導・助言等に関する業務を委託しております。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。また、会計監査人による適正な監査の遂行が困難であると判断した場合は、会社法第344条第1項及び第3項に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針（資本政策の基本方針）

① 基本方針

当社は、強固で安定的な財務基盤を維持するとともに、利益率及び資産効率の向上、並びに適切な株主還元を通じて、中長期的な企業価値向上と株主利益の拡大に努めます。

② 株主還元

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置付け、収益力の向上と財務基盤の強化を図りながら、連結配当性向30%～50%を目処として、安定的に配当を行うことを基本方針とします。また、財務状況や市場環境等を踏まえて、機動的な自己株式の取得及び消却を検討いたします。

③ 内部留保金管理

当社の現預金に関しては、公共セクターとの取引が多い当社の事業特性上、一定規模の運転資金を確保する必要がありますが、これを上回る現預金については、研究開発・設備投資及びM&A等の企業成長戦略、並びに自己株式取得のための資金と位置付け、資産効率にも留意した内部留保金管理を行います。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	62,549	流動負債	10,638
現金及び預金	29,970	支払手形及び買掛金	573
受取手形及び売掛金	1,517	業務未払金	1,662
完成業務未収入金	21,415	短期借入金	93
リース債権及びリース投資資産	3,822	リース負債	1,420
有価証券	922	製品保証引当金	106
未成業務支出金	713	未払法人税等	718
商品及び製品	776	未成業務受入金	397
仕掛品	841	与引当金	142
原材料及び貯蔵品	1,999	注損引当金	182
その他の他金	597	受株式給付引当金	325
貸倒引当金	△26	その他	5,014
固定資産	21,496	固定負債	5,584
有形固定資産	11,797	リース負債	2,637
建物及び構築物	4,480	退職給付に係る負債	1,845
機械装置及び運搬具	1,072	株式給付引当金	49
工具、器具及び備品	105	繰延税金負債	576
土地	5,886	再評価に係る繰延税金負債	280
リース資産	219	その他	195
建設仮勘定	32	負債合計	16,223
無形固定資産	1,026	(純資産の部)	
ソフトウェア	851	株主資本	69,567
のれん	83	資本	16,174
その他	91	資本剰余金	15,077
投資その他の資産	8,671	利益剰余金	40,136
投資有価証券	5,627	自己株式	△1,820
長期貸付金	23	その他の包括利益累計額	△2,027
退職給付に係る資産	1,766	その他有価証券評価差額金	1,303
繰延税金資産	49	土地再評価差額金	△2,902
投資不動産	301	為替換算調整勘定	△621
その他の他金	1,275	退職給付に係る調整累計額	193
貸倒引当金	△370	非支配株主持分	282
資産合計	84,045	純資産合計	67,822
		負債純資産合計	84,045

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		49,608
売上原価		33,972
売上総利益		15,635
販売費及び一般管理費		13,112
営業利益		2,522
営業外収益		
受取利息	106	
受取配当金	87	
持分法による投資利益	29	
受取保険金及び保険配当金	84	
不動産賃貸料	53	
助成金収入	178	
その他	139	680
営業外費用		
支払利息	11	
為替差損	9	
貸倒引当金繰入額	7	
不動産賃貸原価	14	
固定資産除却	5	
その他	6	55
経常利益		3,147
特別利益		
固定資産売却益	25	
投資有価証券売却益	7	33
特別損失		
投資有価証券売却損失	1	
減損損失	350	352
税金等調整前当期純利益		2,828
法人税、住民税及び事業税	1,084	
法人税等調整額	48	1,133
当期純利益		1,694
非支配株主に帰属する当期純損失		86
親会社株主に帰属する当期純利益		1,781

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	35,263	流動負債	6,075
現金及び預金	15,030	業務未払金	1,372
受取手形	86	買掛金	46
完成業務未収入金	17,375	未払法人税等	2,686
売掛金	225	未払費用	377
有価証券	900	未成業務引当金	369
未成業務支出金	542	預賞与引当金	201
商品及び製品	298	注税引当金	316
仕掛品	104	受注損失引当金	107
材料及び貯蔵品	271	退職給付引当金	182
前払費用	146	繰延税金負債	325
その他	282	その他	90
固定資産	28,622	固定負債	2,437
有形固定資産	7,939	退職給付引当金	1,803
建物	3,145	繰延税金負債	49
構築物	71	繰延税金負債	232
機械及び装置	586	繰延税金負債	280
車両運搬具	5	繰延税金負債	72
工具、器具及び備品	31	負債合計	8,512
土地	4,034	(純資産の部)	
リース資産	45	株主資本	56,973
建設仮勘定	18	資本金	16,174
無形固定資産	833	資本剰余金	14,465
ソフトウェア	820	資本準備金	4,043
ソフトウェア仮勘定	5	その他資本剰余金	10,422
その他	8	利益剰余金	28,153
投資その他の資産	19,848	利益準備金	488
投資有価証券	4,840	その他利益剰余金	27,665
関係会社株	12,786	別途利益剰余金	23,307
長期貸付金	60	繰越利益剰余金	4,358
その他	2,204	自己株式	△1,820
貸倒引当金	△42	評価・換算差額等	△1,599
資産合計	63,886	その他有価証券評価差額金	1,303
		土地再評価差額	△2,902
		純資産合計	55,373
		負債純資産合計	63,886

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		28,591
売上原価		20,129
営業利益		8,462
販売費及び一般管理費		6,924
営業利益		1,537
営業外収益		
受取利息及び配当金	456	
受取保険金及び保険配当	77	
不動産賃貸料	76	
その他の	69	
営業外費用		
支払利息	0	
貸倒引当金繰入額	7	
不動産賃貸原価	24	
その他の	2	
経常利益		36
特別利益		2,183
特別損失		
固定資産売却益	25	25
投資有価証券売却損	0	
関係会社株式評価損	63	64
税引前当期純利益		2,144
法人税、住民税及び事業税	554	
法人税等調整額	62	616
当期純利益		1,527

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年3月1日

応用地質株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 由良知久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤田建二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、応用地質株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、応用地質株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年3月1日

応用地質株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 由良知久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤田建二 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、応用地質株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、コンプライアンス室(内部監査担当部門)その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年3月2日

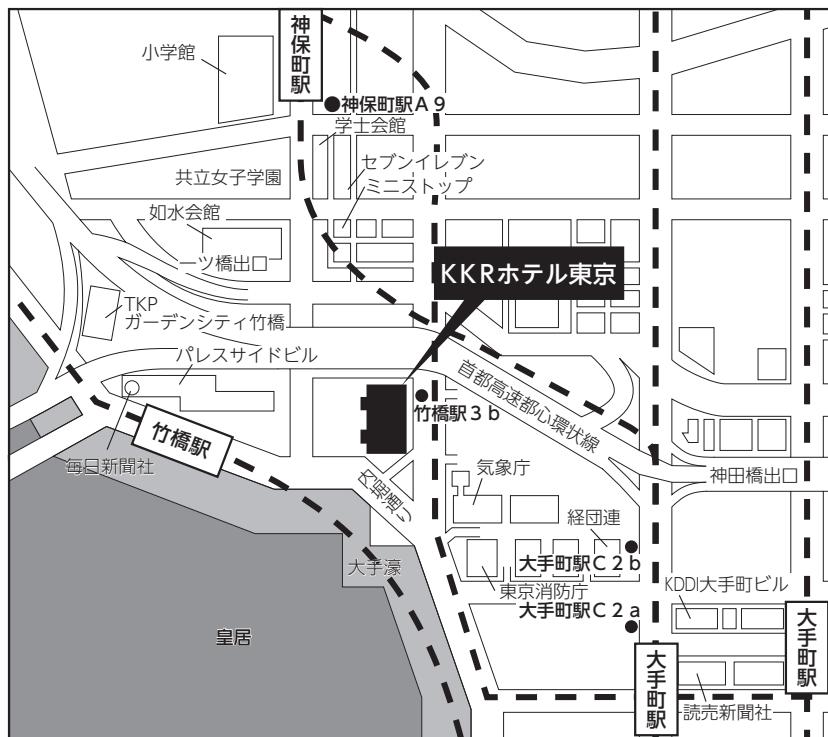
応用地質株式会社 監査役会

常勤監査役	香川真一	Ⓔ
社外監査役	内藤潤	Ⓔ
社外監査役	酒井忠司	Ⓔ

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区大手町一丁目4番1号
K K Rホテル東京 11階 孔雀の間
電話 03-3287-2921



- 交通
- ◎地下鉄（東西線）竹橋駅3 b 出口直結
 - ◎地下鉄（千代田線他）大手町駅C 2 a・b 出口より徒歩5分
 - ◎地下鉄（都営三田線他）神保町駅A 9 出口より徒歩5分

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

